

平成30年12月27日

NK工業

代表 千葉 尚也 殿

首都圏青年ユニオン連合会
本部

東京都港区三田1-7-1 パークコート麻布十番ザ・タワー1608
マレーシア支部

UNIT NO.2-22-2,

The Ritz-Carlton Residence Kuala Lumpur, Laman Sentral Berjaya, No, 105,
Jalan Ampang 50450 Kuala Lumpur.

カンボジア支部

253, NA, NA, Sansam Kosal Pir, Boeng Tumpun1, Mean Chey, Phnom Penh

の労働組合加入通知 兼 各種要求書

貴所の従業員である (以下、「当該組合員」という。) が当労働組合に加入致しましたので、本書を以てご通知を申し上げるとともに貴所の労働組合として以下の各事項について、請求あるいは要求を行わせていただきますので、真摯かつ誠実な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。なお、当労働組合は東京都庁により資格審査の上、労働組合法上の労働組合として認定を受けた労働組合であり、当労働組合へ加入した以上、貴所における労働組合法上の要件を満たした労働組合となりますので、貴所は当労働組合より団体交渉等の要求を行った場合はこれに応諾する義務が生じ、各種要求についても随時検討を行い、遅滞なくご回答を頂く義務を要しております。貴所においては、労使間の誠実な交渉の上で諸問題を解決する意思があり、貴所においても誠実に対応していただけることと認識しておりますが、貴所の対応次第では労働組合法上の活動を行う余地がありませんので、予めご留意ください。また、ご承知の通り、正当な理由なく労働組合との交渉を拒否すること、誠実な回答を行わないこと、当労働組合や組合員を誹謗中傷する行為、組合員に脱退を迫る行為、当労働組合に対して不誠実な回答や態度を繰り返す行為、当労働組合との交渉案件を当労働組合員個人との交渉を強いる行為及び当労働組合未加入者に対して加入しないように働きかける行為は労働組合法第9条により不当労働行為に該当することとなり、もしこれらの行為及びこれに付随する行為を確認した場合、労働委員会への申し立て、あるいは司法機関における訴訟提起を行いますので、念のため申し添えさせていただきます。

さて、当該組合員は、平成30年10月22日18時頃、元請であるスターツコーポレー

ション株式会社（以下「スターツ社」とします）及び株式会社ビルテック（以下「ビルテック社」とします）業務である 改修工事（千葉県市川氏塩焼2-14-15）において防水作業中、防水ゴムを手直し、柔軟性を確保するために火を着火させたところ、手袋についていたシンナーに着火し右手軍手に引火、慌てて軍手を外そうとしたところ、近くにあったシンナーの缶に引火して火事をとなり、全身広範囲にわたって熱傷を負って緊急入院して現在も入院をしているものです。主治医より「広範囲熱傷、両手、両足、背中に及んでおり体の面積の41%、深さレベルⅢ」と診断されております。当面、就業することは困難であり、生活を維持することも困難な状況であり、回復の見込みも立っておらず、障害が残る可能性も十分にある状況です。

そもそも貴所と当該組合員は、実態として仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由がない、業務遂行上の指揮監督の程度が非常に強い、勤務場所・勤務時間が拘束されている、報酬も仕事の成果ではなく日給であり働いたことそのものに対するものである、機械・器具が会社負担によって用意されている、専属性があることから、貴所の労働者であることは明らかなです。つきましては、貴所に対し以下を要求致します。

1. 元請であるスターツ社の労働保険番号を明らかにすること

本件の被災は業務上災害であることは明らかなことから当該組合員は、貴所を管轄する労働基準監督署へ各種労働者災害補償の請求を行うこととし、各種準備が整っております。その中で、元請であるスターツ社の労働保険番号情報が必要であることから、これを本書受領から7日以内に文書にて明らかにしてください。

2. 損害賠償及び慰謝料を早急に支払うこと

当該組合員は、少なくとも当面真面に就業できる見込みがないことから、本件業務災害によって発生する遺筆利益及び慰謝料を支払う義務があるものです。この点、労働契約法第5条（労働者の安全への配慮）は「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と定義されており、貴社等が安全配慮義務を講じなかったことから、発生した事故であることから下記の金額を直ちに支払う義務が生じていることは明らかなです。

(1) 入通院慰謝料 282万円（入院6か月通院6か月）

(2) 後遺障害慰謝料 2,800万円

(3) 後遺障害逸失利益 399万円×100%（労働能力喪失率）×17.423（ライプニッツ係数）＝69,517,770円

合計金員100,337,770円を当該組合員の通常賃金支払い口座へ本書受領から7日以内に支払うよう求めます。

前述の要求に一つでも応じられない場合には、貴所には補償能力及び交渉の意思がない

ものと判断し、スターツ社及びビルテック社に対し、各種の要求通知及び労働組合としての活動を開始する予定です。

本書に対する回答は、当組合執行委員長（首都圏青年ユニオン連合会本部東京都港区三田1-7-1 パークコート麻布十番ザ・タワー1608）まで本書受領から7日以内に書面にて行ってください。

以上